

○岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱

（対象事業）

第1条 看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備、その他介護保険施設等の整備に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

（補助事業等）

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる事業のうち、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）実施要綱（平成27年6月17日付け長寿第548号。）に基づき市が作成する介護施設等の整備に関する計画により実施するものとする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、補助事業を行う事業所を設置運営する事業者とする。

（補助金の交付の制限）

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 法人又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合についても、補助金の交付の対象としない。

（1）法律行為を行う能力を有しない者

（2）破産者で復権を得ない者

（3）岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員を、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）に規定する役員及び当該申請に係る事業所を管理する者に含む者

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている者

（5）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

（6）岡山市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者

（7）国税又は地方税を滞納している者

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める欠格条項に該当する者。

3 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所について、岡山市広域型特別養護老人ホーム整備予定事業者【増床】、岡山市広域型特別養護老人ホーム及び岡山市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定事業者【創設】、並びに、介護老人保健施設整備予定事業者【増床、創設】が、その選定条件として開設する事業所を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

別表の区分ごとに、補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額（総事業費）から寄附金その他の収入額を控除した額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。）とを比較して少ない方の額

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表の区分ごとに、補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出とを比較して少ない方の額

ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援については、大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とし、別表の補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

別表の区分ごとに、補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率（3分の1）を乗じて得た額

2 次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(3) その他、本補助金の趣旨に鑑み、適当と認められない費用

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助金等交付申請書（規則様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

事業計画書（様式第1号 - (1)）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

事業計画書（様式第1号 - (2)）

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

事業計画書（様式第1号 - (3)）

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

補助金申請額算出内訳（様式第2号 - (1)）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助金申請額算出内訳（様式第2号 - (2)）

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

補助金申請額算出内訳（様式第2号 - (3)）

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付を要しないものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付をすべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の調査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の決定には、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱（平成27年6月17日付け長寿第548号）第6条第5号及び第8号の条件が付されるものとする。

（交付決定前着手の届出）

第10条 第7条第1項の規定により補助金等交付申請書（規則様式第1号）を市長に提出した者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 規則第13条に規定する状況報告は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

毎年12月末日現在の状況を、翌月10日までに、工事進捗状況報告書（様式第4号）により報告しなければならない。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

工事進捗状況報告書の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- (ア) 補助金精算額算出内訳(様式第5号-(1))
- (イ) 完了報告書(様式第6号-(1))

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- (ア) 補助金精算額算出内訳(様式第5号-(2))
- (イ) 完了報告書(様式第6号-(2))

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- (ア) 補助金精算額算出内訳(様式第5号-(3))
- (イ) 完了報告書(様式第6号-(3))

(事業の繰越し)

第13条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の一部を翌年度に繰越する必要が生じた場合には、速やかに協議を申し出るとともに、当該補助決定年度の事業繰越承認申請書(様式第7号)を提出して、市長の承認を受けなければならない。

(工事検査)

第14条 補助事業者は、次に掲げる補助事業が完了したときは、直ちに工事検査申請書(様式第8号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

(2) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の4月30日までに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合は報告を要しない。

(1) 当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合であって、市の定めるところにより、当該

額を減額して補助金所要額を算出し、当該補助金の交付を申請している場合。

- (2) 補助事業完了時点で、当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額が明らかであり、かつ、市の定めるところにより、当該額を減額して補助金所要額を算出し、実績報告している場合。

(財産の管理)

第16条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分等の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、規則第24条の規定により、市長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する機械及び重要な器具に係る規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数とする。
- 4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月23日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月2日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

事業	区分	補助単価	単位	対象経費	
(1)地域密着型サービス等整備助成事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数		
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数		
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
	定員30名以上の広域型施設等				
	介護老人保健施設	496 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。)	
	介護医療院				
	定員29名以下の地域密着型施設等				
	小規模な介護老人保健施設	496 千円	定員数		
	小規模な介護医療院				
	認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所	496 千円	宿泊定員数		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250 千円	施設数
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 ※補助率は1/3	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180 千円	1か所
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070 千円	1か所
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,160 千円	定員数